

令和3年度 クマ類保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：令和4年3月1日（火）13:30～15:30

方法：Web会議

■有識者（五十音順・敬称略）

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 教授
小池 伸介	東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院 教授
近藤 麻実	秋田県生活環境部自然保護課 鳥獣保護管理班 ツキノワグマ被害対策支援センター 主任
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 野生動物生態学研究室 教授
澤田 誠吾	島根県農林水産部農林水産総務課 鳥獣対策室 企画員
山崎 晃司	東京農業大学 地域環境科学部 森林総合学科 森林生態学研究室 教授

■環境省

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
岩田 清人	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
福田 真	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 感染症調査係長

■事務局

黒崎 敏文	一般財団法人 自然環境研究センター
澤邊 佳彦	〃
小林 喬子	〃
栗木 隼大	〃

■議事

- (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（案）について
- (2) その他

■配付資料

出席者名簿

検討会設置要綱

資料1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定について

資料2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（案）

参考資料 パブリックコメント等意見照会の結果

■議事概要

【議事1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（案）について】

環境省より資料1について説明

質問・意見なし

事務局より資料2の第I章について説明

（山崎）

- 本文には「侵入」という表現が出てくるが、「進入」という表現もある。市街地にクマが入った場合は「侵入」かもしれないが、在来種に対しては「侵入」ではなく「進入」が適切かもしれない。本文で「侵入」と「進入」を使い分けるのは難しいためどちらかに統一したほうが良いと思うが、今後の検討事項として考えてほしい。
- 1ページ目の※1について、高知県は広域協議会で指針作成に関わっているが、徳島県も広域協議会に入っているので記載を追加したほうが良い。

（佐藤）

- 「侵入」と「進入」のどちらが適当な表現なのかは難しいが、すべての表現を「進入」にするのは不安である。クマの視点から見ると「進入」かもしれないが、人の視点では「侵入」が適切な場合も多い。今のところは「侵入」という表現で良いだろう。

（事務局）

- 今回のガイドライン改定では「侵入」で統一し、「侵入」と「進入」についての定義については、今後検討していきたい。
- 1ページの※1の注釈は修正する。

（大井）

- 9ページ(4)には、捕獲された捕獲許可区分が記載されている。現状では「数の調整」、「被害の防止目的」、「その他」という制度上の目的で区分されているが、制度上の区分で「数の調整」目的で許可が出された場合でも、「被害防止」を目的として捕獲が実施されている場合もあるだろう。そのため、制度としてどのような区分で捕獲がされているかだけでなく、実際の目的によって区分されたデータを示すと良い。
- パブリックコメントの結果によると、クマの数を減らすことを目的とした捕獲が多く行われているという印象を持っている人がいるように感じる。個体数の低減を目的とした捕獲が実施されている場合もあるかもしれないが、多くは被害を減らす又は被害の未然防止を目的に特定の個体を除去するという方針で捕獲が実施されているだろう。その実態が反映されるようなデータの整理が必要だと思う。

（事務局）

- 36～37 ページの表 III7～9 で、施策目標に対する目標の達成状況を評価する指標とモ

モニタリングについて記載している。例えば、被害防止を目的として捕獲が実施されている場合は、捕獲数のモニタリングと被害の減少に関する情報を収集することを示している。法律上の捕獲許可区分とは別に、実際の捕獲の目的と効果検証はこのように対応したいと思う。

事務局より資料 2 の第 II 章について説明

(近藤)

- 21 ページ図 II-3 の表現が分かりにくい。定義としては合っているが、表現を分かりやすく変えられないか。捕獲数は、放獣個体と捕殺個体に分けることができ、捕獲数には放獣した個体も含まれるが総捕獲数には含まれないことに違和感がある。ガイドラインで示されている総捕獲数は死亡した数を示しているので、もう少し良い表現方法はないか、他の委員の意見も含めて検討できないか。

(事務局)

- 事務局内でも検討したが、総捕獲数は以前のガイドラインから継続して使っている定義のため、特定計画の改定と重なった今回のガイドライン改定において表現の変更は避けた。今回のガイドライン改定では、「総捕獲数」という言葉の定義を示した上で記載しているが、表現方法等については次回以降の検討事項としたい。

(山崎)

- 総捕獲数の表現は次回以降での検討ということによい。ただし、21 ページ図 II-3 は分かりづらいため出来れば修正した方がよい。また、学術捕獲についても死亡している場合があるかもしれない。

(大井)

- 今までの指摘どおり総捕獲数という言葉は非常に紛らわしいため、次回ではなく今回のうちに「除去総数」などに修正してはどうか。また、図 II-3 で「人為死亡数」と示されているが、捕殺も人為的死亡に含まれるため、「交通事故等による死亡数」という表現のほうが適当だろう。

(澤田)

- 西中国地域では総捕獲数という表現を用いている。市町の担当者にはなじみが薄い表現かもしれないが、県担当者は以前から使っている表現である。市町担当者に説明する場合は、許可捕獲や交通事故等で死亡した数の総数という説明をしておき、その考え方が図や文章で説明されているため違和感はない。

(事務局)

- 図 II-3 は示し方を再検討する。
- 「総捕獲数」という文言は次回以降の検討事項としたい。

(小池)

- 21 ページ②に「捕獲強化のため捕獲上限割合を 3%上乗せ」という記載があるが、文脈的には「被害を防止するために捕獲上限割合を 3%上乗せしてもよい」という表現のほうが適切かもしれない。ただし、捕獲が被害軽減につながらない場合もあるため、表現も含め記載内容の検討をお願いしたい。

事務局より資料 2 の第Ⅲ章（1）～（8）について説明

（澤田）

- 30 ページ以降の（5）～（7）の項目において、現状の評価と課題の記載が追加されたことは、都道府県担当者にとって重要なことだと思う。評価説明をする場では、現状、課題、それらの評価から何を改定したかということが求められるため、その必要性が整理して記載されたことは行政担当者にとってもプラスになるだろう。
- 36 ページの表 3-7 で示されている「防除地域に定着する個体を排除する」について、防除地域の定着個体自体を把握することは難しいため、モニタリング手法に「被害の発生状況の把握」を追加してほしい。捕獲により定着個体が排除されれば、被害は収まるためである。

（事務局）

- 被害発生状況についてモニタリング手法の項目に追加するか検討したい。

（佐藤）

- 特定計画に全ての対策を記載するのは難しく、大まかな内容を記載することになるだろう。運用の際には、都道府県で単年度ごとのアクションプラン（実施計画等）を作成し、対策を進めることが望ましい。
- 実施計画の中に、「いつ、どこで、何をするか」や「対策をどの様に評価するのか」について具体的に記載できれば、それが 5 年分積み重なって全体の評価につながられる。今回のガイドラインでは難しいが、具体的な設定の記載や「実施計画などによる対策の具体化」ということが今後追加できると良い。

（事務局）

- 今後の課題として検討していきたい。

（佐藤）

- 29 ページの（4）に「計画の対象地域は、クマ類が生息する地域とする」という部分があるが、昨今の市街地出没等を考えると、特定計画の計画対象地域が市街地（クマが本来生息していない地域）まで及ぶかどうかを検討することも重要になる。
- 生息地ではないが出没する可能性がある場所について、特定計画でどこまで対応する必要があるのか、侵入する可能性がある範囲全てを特定計画の対象地域として含めるか議論していく必要があるだろう。

(事務局)

- 対象地域については特定計画で記載する内容であるが、都道府県によって表現が異なる。対象地域をどのように考えるか、今後整理・検討していきたい。

事務局より資料 2 の第Ⅲ章 (9) ～ (11) について説明

(山崎)

- 錯誤捕獲について記載されたことは大きな前進である。P39 ページの「(わなの設置地点の選定・・・)」の箇所に「わなの設置期間」を追加してほしい。わなを設置する時期を限定することで錯誤捕獲を減らすことが出来るという情報も出ている。

(大井)

- 錯誤捕獲の防止方法として、くくりわなによる錯誤捕獲が発生しうる場合は、架設禁止区域を設けるといった手段もあるため例示した方が良い。

(佐藤)

- 錯誤捕獲の発生件数を把握することが重要であるという旨の記載があるが、錯誤捕獲の発生状況の情報を収集することが、錯誤捕獲件数を把握できることにつながるのか。錯誤捕獲件数を把握すると改定案に明記されていないが、10 ページや鳥獣関係統計のような形で錯誤捕獲件数を把握できるようになるのか。

(環境省)

- 錯誤捕獲について統一した情報整理ができておらず、現在は一定の様式で情報収集するまでには至っていない。そのため、現状は錯誤捕獲件数を統計データとして示せる状態ではない。

(近藤)

- 錯誤捕獲の情報を収集している都道府県はあるため、錯誤捕獲件数について把握に努めるなどの表現で記載することはできないか。

(環境省)

- 錯誤捕獲件数について把握に努めることは重要なので、文章を検討する。

(澤田)

- 40 ページ 2) に記載されている「侵入防止柵の設置」は、どのような柵を示すのか。金網柵のようなものを侵入防止柵として設置し移動経路を遮断するという事か。

(事務局)

- 移動経路を遮断するような柵を想定しており電気柵も含まれる。河川など設置が難しい場所もあるが、一つの対策の例として挙げている。

(山崎)

- 知床のウトロ地域で設置されている侵入防止柵のようなイメージかと思う。

(大井)

- 侵入防止柵の設置は、「移動経路の遮断」に含まれる内容だろう。金網柵はクマ類の侵入防止として効果が期待できないため、誤解を招かないよう表現を検討した方が良い。
(事務局)
- 表現を再検討したい。

事務局より資料 2 の第IV章について説明

(佐藤)

- 近年、市街地出没が大きな問題になっているが、市街地への侵入に利用される主なルートは河畔林や河岸段丘沿いの斜面等の「コア生息地から市街地への移動経路」だと思う。特定計画等に基づいてゾーニングを行う際、ガイドラインの図 IV-3 や 4 には、「コア生息地から市街地への移動経路」が例として明示されておらず、緩衝地帯なのか防除地域や排除地域なのか現在のところ定義がない。そのため、「コア生息地から市街地への移動経路」の位置づけについて、図にも示していく方向で今後検討していく必要があるだろう。
- 「コア生息地から市街地への移動経路」について、適切な管理を行うことが排除地域への侵入防止に重要である。しかし、同じ河川でも場所によって管理主体が国、都道府県、市町村と異なり、さらに、関係する法律も河川法、都市緑地法、都市緑地法など複数あるため、鳥獣行政だけでは河川管理に対処できない。そのため、環境省から国土交通省等への働きかけや、対策のための河川管理を都道府県・市町村内の関係部局と連携して行えるような調整をしていくことも今後ますます必要となるだろう。

(事務局)

- ゾーニング管理の考え方は平成 28 年度に改定したガイドラインから取り入れており、今回の記載事項も概念的な内容となっているが、今後は具体的な運用方法についても検討していきたい。

(大井)

- 個体数は保護管理施策のために重要な数値である。ガイドラインでは、個体群水準の検討に、成獣の個体数を指標とすることが記載されているため、成獣の個体数を推定するための方法についても整理し、保護管理レポート等で示していく必要があるだろう。

(事務局)

- 保護管理レポート等への記載を含め、今後の検討事項としたい。

事務局より資料 2 のV章について説明

質問・意見なし

【議事 2 その他】

環境省より今後のスケジュールと次年度の事業について説明

質問・意見なし

以上